

「ケーブルプラス電話」に関する説明事項（重要）

本説明事項（重要）は「ケーブルプラス電話」に関するものです。

(1) サービス名称・(区分)

ケーブルプラス電話・(IP電話サービス)

(2) 本サービスを提供する会社

JCOM 株式会社（以下「JCOM」）

ただし、電話番号の設定および緊急通報（110/118/119）については KDDI 株式会社（以下「KDDI」）

(3) お問い合わせ先

お電話でのお問い合わせ先

055-251-7111

（月～金 9:00～19:00、土日祝 9:00～17:00）

インターネット / メール等での問い合わせ先

info@nns.ne.jp

(4) ご留意事項

① サービスについて

●料金やサービスは、改善等のため予告なく変更する場合があります。

●記載の内容は 2026 年 1 月 1 日現在の情報です。

② 請求についてのご注意

●本サービスのご利用料金はお申込みいただいた株式会社日本ネットワークサービス（以下「当社」といいます。）から請求させていただきます。

ただし国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生の翌月に KDDI からご契約者に直接送付させていただきます。

③ 個人情報のお取り扱いについてのご注意

●KDDI および JCOM が本サービスのお申込みに際して取得する個人情報の利用目的につきましては、本サービスの提供、料金請求業務、自己の既存サービス・新サービスのご案内、アンケート調査の実施、利用促進等を目的としたキャンペーンの実施、サービスの開発・評価・改善、その他契約約款等に定める目的に利用すること、とします。

④ au ID について

●ケーブルプラス電話のお申込みにより、ケーブルプラス電話の契約が登録された au ID を KDDI が払い出します。au ID は、My au のログインに利用します。なお、au ID の利用は KDDI の「ID 利用規約」によります。

⑤ その他

●本紙に記載しているサービス名称は一般に各社の商標または登録商標です。

(5) サービス内容

●国内加入電話、国際、携帯電話、IP 電話等向け通話をご利用いただけます。

●現在お使いの電話番号を継続して本サービスでご利用可能です（詳細については「(8) -1 番号ポータビリティをご利用の場合」をご確認ください）。

●「110（警察）」「118（海上保安庁）」「119（消防）」への発信が可能です。

●本サービスは ISDN をご利用いただけません。

●停電時はご利用になれません（携帯電話やお近くの公衆電話をご利用ください）。

(6) 契約・お申込みについて

●このお申込みによる契約は、KDDI および JCOM のケーブルプラス電話サービス契約約款によるものとします。

●お申込みを受付した場合でも KDDI または JCOM の設備の都合により、本サービスをご利用いただけないことがあります。

●現在、110 番、119 番非常通報装置（注 1）、または緊急通報等を行う自動通報装置（電話機）（注 2）をご利用のお客様は、本サービスで継続してご利用いただくことはできません。このため、本サービスはお申込みいただけません。

（注 1）非常ボタン等を押すことにより 110 番（警察）、119 番（消防）へ自動的に発信し、発信元の情報を自動音声で伝える装置。

（注 2）主に各自治体が高齢者の方や体の不自由な方などに提供している電話機で、ボタンを押すことにより緊急通報を行うことができるものでペンダントタイプの場合もあります。「緊急通報システム」「あんしん電話」等の名称で呼ばれています。

●本サービスは、ネットワークの保守メンテナンス等により、ご利用いただけない場合があります。

●お申込者が未成年の場合は、親権者の同意を得た上でお申込みください。

●お申込者は、この契約に基づく契約者の地位を第三者に譲渡することはできません。

(7) 緊急通報（110/118/119）について

●「110（警察）」「118（海上保安庁）」「119（消防）」へダイヤルした場合は、ご契約者の住所・氏名・電話番号が接続相手先（警察、海上保安庁、消防）に通知されます（一部の警察・海上保安庁・消防を除く）。なお、回線毎の非通知設定が適用されませんので、通知を拒否される場合は、一通話毎に「184」を付けてダイヤルしてください。

(8) 電話番号の継続利用について

(8) -1. 番号ポータビリティをご利用の場合

●本サービスで利用する電話番号について、番号ポータビリティ（※）を利用することができます。

※番号ポータビリティとは、電話サービス提供会社（以下「事業者」）を変更しても同じ電話番号を継続して利用できるようにする取扱いです。

●KDDI および JCOM グループ会社以外の事業者（以下「他事業者」といいます）から本サービスへの番号ポータビリティを利用した移行に際し、現在ご利用中の電話サービスは終了（NTT 加入電話、INS ネット 64 は休止、NTT 加入電話・ライトプラン、INS ネット 64・ライトを含む他事業者の電話サービスは解約）となります。他事業者への手続きは KDDI が行います。お客様による手続きは必要ありません。また、本サービスへの移行に際し、移行元の他事業者（以下「移行元事業者」といいます）より連絡がある場合があります。

※NTT 加入電話、INS ネット 64 からの番号ポータビリティを利用した移行の場合は休止工事費 3,300 円（税抜価格 3,000 円）が別途 NTT 東日本・NTT 西日本よりお客様に請求されます。その他の番号ポータビリティを利用した移行の場合は移行元事業者が定める提供条件により、解約に係る違約金、工事費等のお客様不利益事項が発生する場合がありますので、必要に応じ工事日までに移行元事業者へご確認ください。

※付加サービスも含めて自動的に解約となるかどうかについては、必要に応じお客様から移行元事業者へご確認ください。

●移行元事業者による電話番号ポータビリティの設定完了をもって本

サービスの利用開始となります。

- 番号ポータビリティの工事当日は、工事に伴い電話利用不可時間が発生する場合があります。その際は緊急通報機関からの折り返し含め電話が利用できない場合があります。
- 番号ポータビリティに関する取扱いにおいて、契約者名義、お客様連絡先、設置場所、工事希望日等の情報は、移行先事業者、移行元事業者および番号取得事業者との間で必要に応じて共有することがあります。
- 番号ポータビリティは移行元事業者の契約者（名義人）の同意を得た上でお申込みください。
- 番号ポータビリティは以下の条件に合致した場合にご利用可能となります。
 - ・お申込みの電話番号が、他事業者が提供する固定電話サービスでご利用中のOABCで始まる番号（A、B、Cは0以外）であること。
 - ・現在お申込者が使用している電話番号であり、ご利用場所の変更がないこと（ご利用場所が変更になる場合、番号ポータビリティをご利用いただけない場合があります）。
- ※番号ポータビリティをご利用いただけない場合はKDDIより新しい電話番号を提供いたします。
- ピンク電話、公衆電話、臨時電話で利用中の電話番号は、番号ポータビリティのお申込みができません。
- 移行元の電話サービスで利用していたADSL、光ファイバ等のアクセス回線は、本サービスへの移行後も自動解約とならずに定額料金が発生する場合がありますので、必要に応じてお客様から解約の手続きを行ってください。
- ご利用場所の変更を伴う番号ポータビリティによって移行した後に移行元事業者の電話サービスに戻ることができるかを確認する必要がある場合、移行元事業者にお問合せください。
- その他、現在の電話サービスにおいてご利用中のサービスの取扱いについては、サービス提供会社へお問い合わせください。
- 本サービスでは、ISDNの各種機能、ISDN専用電話機やISDN専用端末はご利用いただけません。また、DSU、TA(ターミナルアダプタ)はご利用いただけません。
- NTT東日本・NTT西日本の加入電話、INS ネット 64 の休止の場合、NTT東日本・NTT西日本より休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）がお客様に送付されます。休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）は、再度NTT東日本・NTT西日本をご利用の際等に必要となりますので、大切に保管してください。
- ※他事業者からの番号ポータビリティの場合は休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）が送付されることはありません。
- NTT東日本・NTT西日本の加入電話、INS ネット 64 の利用休止期間は原則 5 年です。ただし、お客様のNTT東日本・NTT西日本への申告により 5 年単位で期間の更新が可能です。延長を行わない場合、更に 5 年を経過した時点で権利が失効となる場合がありますので、ご注意ください。詳しくはNTT東日本・NTT西日本にお問い合わせください。
- レンタル電話等の機器リースをご利用の場合は、ケーブルプラス電話の開通日までに、NTTファイナンス（株）（連絡先 :0120-255-805）へご連絡ください。またNTT東日本・NTT西日本から単体電話機（黒電話・カラー電話機・プッシュホン）をレンタルされている場合は、ケーブルプラス電話をお申込みいただく前に、必ずNTT東日本・西日本（116）へ「買い取り」または「レンタル終了（NTTへの返却）」をご連絡ください。

(8) -2. ホーム電話 / ホームプラス電話 / auひかり電話サービスからの同番移行の場合

- 本サービスで利用する電話番号について、同番移行（※）を利用することができます。

※同番移行とは、JCOMの電話サービス（本サービス/ケーブルプラス光電話）、JCOMグループの電話サービス（J:COM PHONE プラス / J:COM PHONE ひかり）またはKDDIの電話サービス（ホーム電話/ホームプラス電話/auひかり電話サービス）を元に提供される電話サービス（JCOMの電話サービスおよびJCOMグループの電話サービスとあわせて以下「JCOMの電話サービス等」）でご利用中の電話番号を、他のJCOMの電話サービス等において利用することができるようにする取扱いです。

- ケーブルプラス光電話 / J:COM PHONE プラス / J:COM PHONE ひかり / ホーム電話 / ホームプラス電話から本サービスへの同番移行に際し、ケーブルプラス光電話 / J:COM PHONE プラス / J:COM PHONE ひかり / ホーム電話 / ホームプラス電話は解約となります。解約手続はJCOMが行いますので、お客様による手続は必要ありません。
- auひかり電話サービスから本サービスへの同番移行に際し、auひかり電話サービスは自動解約となります。解約手続はJCOMが行いますので、お客様による手続は必要ありません。
- ※auひかりネットサービス・テレビサービスの取扱いについては、KDDIまたはご契約のプロバイダへお問い合わせください。
- ケーブルプラス光電話 / J:COM PHONE プラス / J:COM PHONE ひかり / ホーム電話 / ホームプラス電話 / auひかり電話サービスでご利用中の付加サービスも解約となりますので、本サービス申込時に改めてお申込み下さい。
- ケーブルプラス光電話 / J:COM PHONE プラス / J:COM PHONE ひかり / ホーム電話 / ホームプラス電話 / auひかり電話サービスからの同番移行は、以下の条件に合致した場合に可能となります。
 - ・ケーブルプラス光電話 / J:COM PHONE プラス / J:COM PHONE ひかり / ホーム電話 / ホームプラス電話 / auひかり電話サービスのご利用場所とケーブルプラス電話のご利用場所が同一住所であること（ご利用場所が異なる場合、番号継続が出来ない場合があります）。
- ※同番移行が出来ない場合、KDDIより新しい電話番号を提供いたします。

(9) 本サービスの機能について

- ご利用いただけない通話・通信先がございます（詳しくは「【別表 1】接続可否」をご参照ください）。
- 「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信はできません。ACR機能は停止して利用することをお勧めします。
- ※「0088」等の事業者識別番号の後に国内・携帯・国際（自動ダイヤル）等の本サービスで提供可能な電話番号をダイヤルした場合、本サービスのご利用となりその通話料金が適用されます。
- 以下の機能・各種サービスはご利用いただけません（詳しくは「【別表 2】ご利用いただけない機能・サービス」をご参照ください）。

ISDN G4 FAX 通信 / スーパー G3 FAX 通信 パケット通信 プッシュ回線の短縮ダイヤル機能 i・ナンバ	ユーザー間情報通知 (UUI) ボイスワープセレクト等ボイスワープの一部機能 電話機能付インターホン (ドアホン) 代表組み ダイヤルイン BizFAX
--	---

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

- 以下の機能・各種サービスはご利用いただけません。

機能・サービス		備考
モデム通信等	ガス・電気・水道等の遠隔検針 セキュリティサービス ダイヤルアップによるインターネット接続 その他モデム通信	発信先の電話番号、通信方式によりご利用いただけない場合があります。 必要に応じてサービス提供者や製造会社へお問合せください。

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

※ FAX は概ねご利用いただけます。

(10) 104 番号案内

● 104 番号案内をご利用いただけます。

(11) ご利用料金

(11) -1. 料金に関するご注意

●本サービスのご利用料金はお申込みいただいた当社から請求させていただきます。

※国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生翌月に KDDI からご契約者に直接送付させていただきます。

●請求書の発行時期、料金のお支払い方法については、当社の定めるところによります。

●基本料についてはご利用開始月および解約月については日割料金となります。また、付加サービス利用料については利用開始月は無料、解約月は全額のご請求となります。ただし、基本料・付加サービス利用料について同じ月にご利用開始と解約を行った場合は全額のご請求となります。

●ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料については毎月月末時点においてご契約中のお客様に全額(※)をご請求させていただきます。

※支援機関が原則1年度ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される電話リレーサービス料の「番号単価」については、月によって適用される金額が異なることがあります。

●実際の請求時の消費税は、本紙に記載する料金の表示額の合計とは異なる場合があります。

●本紙に記載する料金とは別に、開通または解約の際に当社が設定する工事費等がかかる場合があります。詳しくは当社にお問い合わせください。

●保守費用につきましては実費を請求させていただきます。

(11) -2. 月額利用料

a. 基本料

基本料	1,639 円 (税抜価格 1,490 円)
-----	------------------------

b. その他料金

通話明細発行注	220 円 (税抜価格 200 円)
---------	--------------------

注 通話明細は JCOM よりご契約者に送付させていただきます。

(11) -3. 通話料

種別	通話料 (税抜)	通話料 (税込)	
ケーブルプラス電話、ケーブルプラス光電話、ホーム電話向け通話「J:COM PHONE プラス」「J:COM PHONE ひかり」向け通話注1	無料		
国内加入電話向け通話	市内通話	8 円 / 3 分	
	県内市外通話注2	8.8 円 / 3 分	
国際通話注3	ダイヤル通話	15 円 / 3 分	
	例：アメリカ本土宛 9 円 (免税) / 1 分 フィリピン宛 35 円 (免税) / 1 分 中国宛 30 円 (免税) / 1 分	16.5 円 / 3 分	
携帯電話向け通話	au / UQ mobile 宛	15.5 円 / 1 分	
	上記以外宛注4	17.05 円 / 1 分	
IP 電話向け通話		16 円 / 1 分	
		17.6 円 / 1 分	
特別番号への通話		10 円 / 3 分	
		11 円 / 3 分	
	時報 (117)	8 円 / 3 分	8.8 円 / 3 分
	天気予報 (177)	市内・県内市外 8 円 / 3 分 県外 15 円 / 3 分	市内・県内市外 8.8 円 / 3 分 県外 16.5 円 / 3 分
	番号案内 (104)注5	200 円 / 案内	220 円 / 案内
	電報 (115)	アルティウスリンク株式会社設定料金注6	
災害用伝言ダイヤル (171)	8 円 / 1 分	8.8 円 / 1 分	
行政 1XY サービス (188・189)	NTTコミュニケーションズ設定料金		
ナビダイヤル (0570-)	NTTコミュニケーションズ設定料金		

注1 「J:COM PHONE プラス」「J:COM PHONE ひかり」は JCOM グループ会社が提供する電話サービスです。

注2 県内・県外の区分は郵政省令第24号 (平成11年7月1日施行) によって定められた都道府県の区域に従っており、行政区分とは異なる場合があります。

注3 その他の国・地域、オペレータ通話の通話料についてはお問合せいただくか、JCOM のホームページ (<https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/cableplus/charge/asia/>) でご確認ください。

注4 衛星電話への通話等、一部通話料が異なる場合があります。詳細は JCOM のホームページ (<https://www.jcom.co.jp/catv-service/phone/variouscallcharges/>) でご確認ください。

注5 障がい者向け無料案内サービス「スマイル案内」をご利用希望の方は、初回利用時にご登録して頂きます。

注6 アルティウスリンク株式会社の「でんぼっぽ」につながります。

(11) -4. ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料

ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス支援機関 (電気通信事業者協会) が公表する認可料金の相当額
電話リレーサービス料	電話リレーサービス支援機関 (電気通信事業者協会) が公表する認可料金の相当額

※ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料は、1 電話番号毎に請求させていただく月額料金です。

※認可料金は、それぞれの支援機関がユニバーサルサービス料の場合は原則 6ヶ月ごとに、電話リレーサービス料の場合は原則 1年ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。詳しくはそれぞれの支援機関のホームページをご参照ください。

(ユニバーサルサービス料:

<http://www.tca.or.jp/universalservice/>、

電話リレーサービス料:

https://www.tca.or.jp/telephonerelay_service_support/)

※ユニバーサルサービス料や電話リレーサービス料に係る制度およびお客様への請求につきましては、以下 URL をご参照ください。

(ユニバーサルサービス料に係るもの:

<http://www.jcom.co.jp/catv-service/universal/>、

電話リレーサービス料に係るもの:

<https://www.jcom.co.jp/catv-service/telephonerelay/>)

(11) -5. 手続きに関する料金

a. 初期費用

契約料	無料
番号ポータビリティ	無料

b. その他料金

番号変更	1 手続きあたり 2,200 円 (税抜価格 2,000 円)
------	---------------------------------

※加入月の翌月末日までの番号変更は無料です。

(11) -6. 付加サービス利用料

サービス名	月額利用料
割込通話	330 円 (税抜価格 300 円)
発信番号表示	440 円 (税抜価格 400 円)
番号通知リクエスト注1	220 円 (税抜価格 200 円)
割込番号表示注2	110 円 (税抜価格 100 円)
迷惑電話自動ブロック注3	無料
着信転送注4	550 円 (税抜価格 500 円)

注1 発信番号表示の契約が必要です。また、利用にあたり利用開始の設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話ご利用ガイド」をご確認ください。

注2 割込通話・発信番号表示の契約が必要です。

注3 ご利用開始には、当社が別に定める同意事項への同意を含むお申込みが必要です。

注4 My au からの申し込みはできません。ケーブルテレビ会社へご連絡ください。また申込みの際、ケーブルプラス電話のご契約者本人に相違ないことを確認させていただきます。本人確認に必要な書類は、電気通信事業法に定める電気通信番号計画 別表第4 本人特定事項の確認方法 1(1) および6にて指定されたマイナ

ナンバーカード、運転免許証、パスポート、資格確認書、印鑑登録証明書等を指します。申込後、転送先電話番号・転送パターンの設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」をご確認ください。

(11) -7. 割引料金

① auまとめトーク（ケーブルプラス電話からの発信通話について）

* auケータイからの発信通話についてはau→自宅割の適用条件によります

概要	JCOM に登録されたご契約者の連絡先電話番号にauまたはpovo1.0の携帯電話の電話番号が登録されている場合で、ケーブルプラス電話とauまたはpovo1.0の携帯電話*1のご登録契約者氏名が同じ、もしくはご登録住所が同じ場合、以下の通話につき通話料相当額を割引し、無料といたします。 ① auひかり 電話サービス*2・auひかり ちゆら 電話サービス・ホームプラス電話・au one net の 050 電話サービス・コムファ光電話*2への国内通話 ② au携帯電話および JCOM が指定する携帯電話サービス*3（以下あわせて「au携帯電話等」）への国内通話（au世界サービス対応機種への国外通話の場合、発信元は無料ですが、着信先に通話料がかかります。） ※その料金の末日において、ご登録の電話番号が解約・休止などの場合、UQ mobile や povo2.0 のものの場合、本割引の対象外となります。※ JCOM に登録されたご契約者の連絡先電話番号について、内容の変更*4があった場合、あらかじめ届出が必要です。届出されなかった場合、本割引の対象外となることがあります。 *1 au携帯電話等には沖縄セルラー電話株式会社に係るものも含まれます。 *2 付加サービスの 050 電話サービスを含みます。 *3 UQ mobile、povo1.0 および povo2.0 ならびにこれらの設備を利用した一部の携帯電話サービスを含みます。 *4 携帯電話番号ポータビリティによる事業者の変更を含みます。
注意事項	・料金の月末において、登録されているauまたはpovo1.0の携帯電話が解約・休止等の場合、auまとめトークの割引はありません。 ・本割引の適用について、KDDI、沖縄セルラー電話株式会社および当社に通知されることについて、承諾していただきます。

② オプションお得バックについて

概要	ケーブルプラス電話の回線で、割込通話、発信番号表示、番号通知リクエストおよび割込番号表示（以下あわせて、この欄において「対象付加サービス」）の付加サービス利用料が同時に発生する場合*、その付加サービス利用料の合計額 1,100 円（税抜価格 1,000 円）を、550 円（税抜価格 500 円）に割引します（オプションお得バック）。 * オプションお得バックは、対象付加サービスの付加サービス利用料が発生する月のその付加サービス利用料に自動で適用されます。
----	--

(12) 宅内機器について

- 本サービスをご利用の際は、当社が設置する宅内機器を JCOM が指定する方法に則って接続してご利用ください。指定外の機器に交換したり、指定外の接続をされる場合、約款の規定に反する行為とみなしサービスの提供をお断りする場合があります。
- 宅内機器の電源は、常に ON の状態でご利用願います。電源が OFF の状態では発信 / 着信ができなくなりますのでご注意ください。
- 本サービスは、宅内機器と接続された電話機からのみご利用いただけます。
- 宅内機器の仕様は、予告無く変更となる場合があります。
- 宅内機器には動作ソフトの自動バージョンアップ機能があります。バージョンアップの際には、機器の起動に時間を要したり、機器が再起動することがあります。また、再起動するとサービスが一旦停止します。
- 宅内機器に故障が生じた際は当社が交換・修理対応をいたしますが、お客様責任による故障・紛失の場合は実費請求いたします。
- 宅内機器をラジオなどの電波を受信する機器の近くで使うと、受信障害（ノイズ）を引き起こすことがあります。このような場合は、宅内機器とラジオなどを離してご使用ください。

(13) 本サービスの解約について

- 本サービスを解約される場合には株式会社 日本ネットワークサービス（055-251-7111 / 月～金 9:00～19:00、土日祝 9:00～17:00）へお申し出ください。また、転居に伴う解約に際し、転居

先においてauひかり電話サービスへご加入予定で、その際現在の電話番号の継続利用を予定されている場合は、その旨を必ず当社へお申し出下さい。

- 宅内機器等については、当社にて撤去工事を行います。
- 番号ポータビリティを利用してご利用の本サービスの電話番号を他事業者が提供する電話サービスで継続して利用される場合は、事前に、当該他事業者へ番号の継続利用を希望する旨、お申し出ください。
- 番号ポータビリティを利用して他事業者が提供する電話サービスに移行する場合、移行先事業者での電話番号の継続利用の設定完了後、本サービスはご利用いただけなくなります（ご申告いただいてから移行先事業者での手続き完了までは本サービスでのご利用となります。）。
- 番号ポータビリティを利用して他事業者が提供する電話サービスに移行しようとする場合、電話番号の継続利用に要する期間および料金等（移行可否を含む）については移行先事業者にご確認ください。

(14) 本サービスの提供条件を説明する会社

株式会社 日本ネットワークサービス(代理店届出番号:第C1907908号)

【別表 1】 接続可否

発着区分	種別	ダイヤル	接続可否	説明	備考	
電話をかける 場合	1XYの3桁番号 サービス (一部4桁)	104	○	番号案内		
		110	○	警察(緊急呼)		
		111	×	線路試験受付		
		113	×	故障受付	NTT 東日本・NTT 西日本の故障受付にはつながりません。	
		115	○	電報受付	アルティウスリンク株式会社の「でんぼっほ」につながります。	
		116	×	営業受付	NTT 東日本・NTT 西日本の営業受付にはつながりません。	
		117	○	時報		
		118	○	海上保安(緊急呼)		
		119	○	消防(緊急呼)		
		122	○	固定優先解除	122をダイヤルした後に続けて本サービスでご利用可能な事業者識別番号(0091で始まる番号を除く)をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたこととなります。	
		125	×	でんわ会議		
		142	○	着信転送[JCOM付加サービス]	JCOMの「着信転送」サービスの設定変更が可能です。	
		144	○	迷惑電話撃退, 迷惑電話自動ブロック [JCOM付加サービス]	JCOMの「迷惑電話撃退」「迷惑電話自動ブロック」サービスの設定変更が可能です。	
		147	×	ボイスワープセレクト		
		148	○	番号通知リクエスト[JCOM付加サービス]	JCOMの「番号通知リクエスト」サービスの設定変更が可能です。	
		161~167	×	ファクシミリ通信網等		
		171	○	災害用伝言ダイヤル		
		177	○	天気予報		
		184-	○	発信者番号通知拒否		
	186-	○	発信者番号通知			
	188/189	○	行政1XYサービス			
	0A0から始まる 電話番号		010-	○	国際電話	
			050-	○	IP電話	ほぼ全てのIP電話事業者と通話可能です。
070-/080- /090-			○	携帯電話		
電話をかける 場合	0AB0の4桁番号 サービス	0120-	○	フリーダイヤル/フリーコールDX/フ リーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります	
		0570-	○	ナビダイヤル	ナビダイヤルのご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります	
		0800-	○	フリーダイヤル/フリーコールDX/フ リーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります	
		0990-	×	災害募金サービス		
	00XYの事業者 識別番号 (KDDI提供)		0077-	○	各種サービス(フリーコール、DODサ ービス等)	
			0051- 0053-1- 0053-9- 0055- 0056- 0057-	○	国際オペレータ通話等各種国際電話 サービス	
			0077-22- 0077-80- 0077-48-	○	KDDI DOD サービスの一部	
			0053-63-	×	KDDI DOD サービスの一部	
			0077-43-	×	KDDI VP ネット(仮想専用線サー ビス)、広域短縮	
			0052- 0053-53-	×	KDDI 国際電話サービスの一部 国際料金通知	
	00XYの事業者 識別番号 (他事業者提供)		00XY-	×	「0088」等の事業者識別番号による電 気通信事業者を指定した発信 (0088フリーコールなど以下に記載の ものは除く)	・ACR機能は停止して利用することをお勧めいたします。 ・事業者識別番号の後に国内・携帯・国際(自動ダイヤル)等の本サービスでご利用可能な電 話番号をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけた こととなります。
			0037-6- 0044- 0066- 0088-	○	0037-6- 着信課金サービス 0044 国際着信課金サービス 0066 国際国内着信課金サービス 0088 フリーコール	
	電話を受ける 場合	他事業者サービスの着信	#4桁の番号	×	1XYの3桁番号サービスを使った着信	コレクトコール、話中調べ等での着信
					他社の着信者課金サービスの着信電話 としての設定・登録	

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

【別表 2】 ご利用いただけない機能・サービス

機能・サービス		注意事項 備考
通信機能・サービス	ISDN	現在 INS64 をご利用中の場合は以下の点にご注意願います。 <ul style="list-style-type: none"> ・本サービスでは ISDN の機能はご利用いただけません。 ・2ch 利用はできません。1ch (1 回線) での提供となります。 ・ISDN 専用電話機や ISDN 専用端末はご利用いただけません。 ・DSU,TA (ターミナルアダプタ) を取り外してください。 ・ISDN のサブアドレス着信 (相手先電話番号の後に「*」を付けてダイヤルする) 等はご利用いただけません。
	G4 FAX 通信/スーパー G3 FAX 通信	G3 FAX は概ねご利用いただけます。
	パケット通信	
	ユーザー間情報通知 (UUI)	
通話機能・サービス	プッシュ回線の短縮ダイヤル機能	短縮ダイヤル以外のプッシュホン機能はご利用いただけます。
	ボイスワープセレクト等	
	ボイスワープの一部機能	JCOM の転送サービスでは無応答時転送、応答後転送機能はご利用いただけません。
	電話機能付インターフォン (ドアフォン)	電話の発着信は利用できなくなりますので、必要に応じて別の電話機をご用意ください。
電話番号に関する機能・サービス	i・ナンバー	
	代表組み	
	ダイヤルイン	
J:COM 又は他事業者が提供する機能・サービス	お申込み電話番号に付随する各種サービス	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行ってください。
	BizFAX	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行ってください。

※番号ポータビリティをお申込みの場合、NTT東日本・NTT西日本の付加サービス、割引サービスは自動的に解約となります。

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

ケーブルプラス電話サービス利用規約

第1条（総則）

株式会社日本ネットワークサービス（以下「当社」といいます。）は、KDDI株式会社およびJCOM株式会社が別に定めるケーブルプラス電話サービス契約約款（以下「約款」といいます。）及びこの「ケーブルプラス電話サービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）に基づき、約款で定めるケーブルプラス電話サービス（以下、単に「電話サービス」といいます。）に関する端末設備の提供および当社所定の工事（以下あわせて「本サービス」といいます。）を行います。

- 2 本規約の規定が約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
- 3 当社は、ホームページへの掲載等当社所定の方法であらかじめ契約者に対して変更内容を通知することにより、本規約を変更することができます。この場合、本サービスの料金およびその他提供条件は変更後の本規約によります。

第2条（用語）

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

第3条（本サービスの内容）

本サービスの内容は、次のとおりとします。

(1) 端末設備貸出サービス

当社から電話サービスの提供を受けるために必要となる約款別記18で定める端末設備をお客様（第4条に基づき本サービスの利用申込みを当社が承諾した方をいいます。以下、同様とします。）に貸与するサービス

(2) 工事サービス

電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置の設置に係る工事及び保守等の一部を行うサービス

第4条（利用契約）

本サービスを利用しようとする方（以下「申込者」といいます。）は、約款等及び本規約を承諾のうえ、当社が別途指定する方法により本サービスの利用を当社に申し込んで下さい。

- 2 当社は、前項に基づく申込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
- 3 当社は、前項の規定に拘らず、次の各号の何れかに該当する場合には、第1項に基づく申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) 申込者とKDDI株式会社およびJCOM株式会社の間において電話サービスに係る契約（以下「電話契約」といいます。）が締結されていない場合。
 - (2) 申込みにあたり申込者が虚偽の内容を当社に申告し、又はその真がある場合。
 - (3) 申込者が本サービスの料金の支払いを現に怠り、又はその真がある場合。
 - (4) 過去に、申込者の責めに帰すべき事由により当社と申込者との間において締結していた本サービスの提供を受けるための契約（以下「利用契約」といいます。）が解除され又は申込者に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合。
 - (5) その他、本サービスの遂行上又は技術上の支障を生じる虞があると当社が判断する場合。

第5条（申込みの撤回等）

申込者は、申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回を行うことができます。

- 2 前項の規定による申込みの撤回は、同項の文書を当社が受領したときにその効力を生じます。
- 3 第1項の規定により申込みの撤回を行った者は、実際に支払った工事に関する費用の還付を請求することができます。ただし、予め申込みの撤回をする意思をもって申込みを行った場合等、申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
- 4 前項の規定にかかわらず利用契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、また完了済みの場合には契約者はその工事に要した費用の全ての費用を負担するものとします。

第6条（端末設備貸出サービス）

当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、約款及び別紙「端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、第3条第1項第1号で定める端末設備貸出サービスをお客様に提供します。尚、端末設備の所有権は当社に帰属し、利用契約が解除された場合、お客様は直ちに端末設備を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は別に定める損害金を請求します。

第7条（工事サービス）

当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、本規約に基づき、必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置・端末設備の設置に係る工事及び保守等の一部（以下「工事サービス」という）を、当社所定の機器、工法等により当社又は当社が指定する業者が行うものとします。

第8条（お客様の工事協力）

お客様は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域を含みます）又は建物内等において、当社が電話接続回線、屋内配線及び終端装置・端末設備等を設置する為に必要な場所を無償で提供して頂きます。

- 2 当社は、機器の設置、撤去、保守等の工事、点検等を行う為に、必要があるときは、お客様の承諾を得てお客様が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、お客様はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
- 3 お客様は、電話接続回線の終端のある構内（これに準ずる区域を含みます）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- 4 お客様は当社が提供した終端装置・端末設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。契約者は故意又は過失により終端装置・端末設備を故障、

破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、当社が別に定める料金を当社に支払うものとします。

第9条（工事費）

お客様は、当社が工事サービスの実施を完了した場合、当該工事サービスに関する料金（当社が別に定める料金をいい、以下「工事費」という）を当社に支払う義務が発生します。

第10条（JCOM 株式会社に係る債権の譲渡等）

当社は、お客様に、その「ケーブルプラス電話サービス契約約款」に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたJCOM 株式会社の債権（以下、「電話サービス料金」という）を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及びJCOM 株式会社は、お客様への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第11条（請求と支払等）

お客様は、工事費および電話サービス料金を金融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める期日迄に支払いを行うものとします。

- 2 前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、お客様は銀行振込又は当社が定めるその他の方法で支払うことができますが、金融機関に係る振込手数料は、お客様の負担とします。
- 3 お客様は当社が工事費および電話サービス料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。
- 4 お客様が、工事費および電話サービス料金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利14.6%（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。）の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第12条（電話サービスの一時中断）

お客様は電話サービスの利用の一時中断を希望する場合、事前に当社にその旨を届出書により申し出るものとします。また、申し出た期間の変更を希望する場合も同様に届出書により申し出るものとします。

- 2 一時中断期間中においても電話サービス基本料金は発生します。

第13条（電話サービスの利用停止）

当社はお客様が次の各号のいずれかに該当する場合、6ヶ月以内で当社が定める期間、電話サービスの利用を停止することがあります。

- 一 請求書に指定する期日を経過しても電話サービスの月額利用料金等を支払わないとき。（支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事務所以外において支払われた場合であって、当社がその事実を確認できない時を含みます。）その他当社に対する債務の履行をお客様が怠ったとき。
- 二 利用申込にあたって、当社所定の書面に事実に対する記載を行ったことが判明したとき。
- 三 約款及び本規約に違反し、その改善の要求を受けたお客様が当社の指定する期間内に当該要求に応じないとき。
- 四 当社の承諾を得ずに、電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者

が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。

- 五 事業法、事業法施行規則またはその他関連法令に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、またはその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備もしくは自営電気通信設備について電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線との接続を廃止しないとき。
 - 六 前各号のほか、本規約、約款に違反する行為、電話サービスに関する当社の業務の遂行もしくは当社の電気通信設備のいずれかに著しい支障を与えまたは与えるおそれのある行為を行ったとき。
- 2 当社は、前項の規定により電話サービスの利用を停止しようとするときは、あらかじめその理由、停止期日および期間をお客様に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第14条（利用契約の終了）

当社は、お客様が本規約（本規約において準用している規定を含みます。）に違反したときは、何ら事前の通知又は催告を行うことなく利用契約を解除することができるものとします。

- 2 お客様は、利用契約を解約しようとするときは、予め、当社が別途定める方法によりそのことを当社に通知するものとします。
- 3 お客様とKDDI 株式会社およびJCOM 株式会社の電話サービスに係る契約が終了したときは、何ら意思表示を行うことなく当然に利用契約も終了するものとします。
- 4 利用契約の終了に伴い、当社はお客様の電話接続回線の引込み工事に係る施工部分、屋内配線、終端装置・端末設備を撤去し、お客様は工事費を支払うとともに撤去に伴うお客様が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等の回復を自己の負担にて行うものとします。

第15条（利用契約に係る契約者情報の利用）

当社は、お客様の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

第16条（協議）

お客様及び当社は、本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

端末設備貸出サービスに関する契約条項

1. ホームゲートウェイ機器の貸出

- (1) 当社は、お客様に対し、そのお客様との間で締結している1のケーブルプラス電話契約につき、1の当社が別途指定するホームゲートウェイ機器（種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものを言います。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます。）を無償で貸与します。

2. ホームゲートウェイ機器の設置及び撤去等

- (1) 当社は、前項に基づきお客様に貸与するホームゲートウェイ機器をお客様が指定した設置場所（但し、電話サービスの提供を受けることができる場所に限り）に設置し、その設置した日からお客様に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与が開始されるものとします。
- (2) お客様は、ホームゲートウェイ機器とお客様の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。
- (3) ホームゲートウェイ機器とお客様の機器との接続に必要な物品等及びホームゲートウェイ機器を使用するにあたり必要となる電源等は、お客様の責任と費用負担で準備するものとします。
- (4) 当社はお客様に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性およびお客様の使用目的への適合性については一切担保しません。

3. ホームゲートウェイ機器の使用及び保管等

- (1) お客様は、ホームゲートウェイ機器を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。
- (2) お客様は、ホームゲートウェイ機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、ホームゲートウェイ機器を改造若しくは改変し又はお客様が利用契約において指定した当該ホームゲートウェイ機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、お客様は、電話サービスを利用する目的以外にホームゲートウェイ機器を使用してはならないものとします。
- (3) お客様は、ホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常なホームゲートウェイ機器（以下「代品」といいます。）を提供し、お客様は、故障、毀損等が生じたホームゲートウェイ機器（以下「故障品」といいます。）を当社に返却するものとします。
- (4) 前項の規定に拘らず、当社は、お客様の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、お客様に対し、別表2「ホームゲートウェイ機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。

4. ホームゲートウェイ機器の返還等

- (1) お客様は、解約等の理由でホームゲートウェイ機器

の返還が必要となった場合は、その旨を速やかに当社へ連絡し、ホームゲートウェイの返還に係る工事の依頼を行うこととします。

- (2) ホームゲートウェイ機器の返還に係る工事は、当社又は当社が指定する業者が行うものとします。

5. 責任の範囲

- (1) 当社および KDDI 株式会社および JCOM 株式会社（以下「当社等」といいます。）は、当社等の責めに帰すべき事由に基づくホームゲートウェイ機器の故障、滅失又は毀損等によりお客様が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。但し、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。
- (2) 当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに帰すべき事由によりお客様の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。但し、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。
- (3) 前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由によりお客様が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。
- (4) 当社等は、お客様の責めに帰すべからざる事由によりホームゲートウェイ機器を全く使用することができない状態（ホームゲートウェイ機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。）が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間（24時間の倍数である部分に限り）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。但し、当社等の故意又は重大な過失により、ホームゲートウェイ機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。

別表 1

[工事費]

区分	対象者	工事内容	単位	建物形態	
				戸建住宅	集合住宅
本サービスの 利用開始	FTTHサービス 既契約者	追加工事	1ケーブルプ ラス接続回線 ごと	別に定める実 費相当額	別に定める実 費相当額
	FTTHサービス 未契約者	新規工事	1ケーブルプ ラス接続回線 ごと	別に定める実 費相当額	別に定める実 費相当額
本サービスの 解除・申込み の撤回	ケーブルプ ラス電話契約者	撤去工事	1ケーブルプ ラス接続回線 ごと	別に定める実 費相当額	別に定める実 費相当額

別表 2

ホームゲートウェイ機器購入代金相当額

1 端末ごとに

ホームゲートウェイ機器購入代金相当額	14,850円（税抜価格13,500円）
--------------------	----------------------

附則 本規約は平成 27 年 12 月 11 日より適用します。

附則 本規約は令和 2 年 3 月 31 日より適用します。

附則 本規約は令和 6 年 1 月 1 日より適用します。